

平成 26 年 5 月「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が始まりました。

新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて（お知らせ）

指定医について ①

●指定医の職務

- 指定難病の医療費助成制度における支給認定申請に必要な臨床調査個人票を作成すること。
- 患者データ（臨床調査個人票の内容）を、登録管理システム（現在、国において準備中）に登録すること。

●指定医の区分：「難病指定医」と「協力難病指定医」の2区分あり。

○難病指定医の要件：①及び②を満たすこと。

- ①診断又は治療に 5 年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）従事した経験があり、臨床調査個人票（新規・更新）を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ②厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（※別添「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」参照）の認定を受けているか、又は、都道府県が実施する難病指定医の研修を修了していること（※経過措置あり（平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、平成 27 年 1 月 1 日において診断又は治療に 5 年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有するもの（ただし平成 29 年 3 月 31 日までに難病指定医の研修を受けなければならない））。

○協力難病指定医の要件：①及び②を満たすこと。

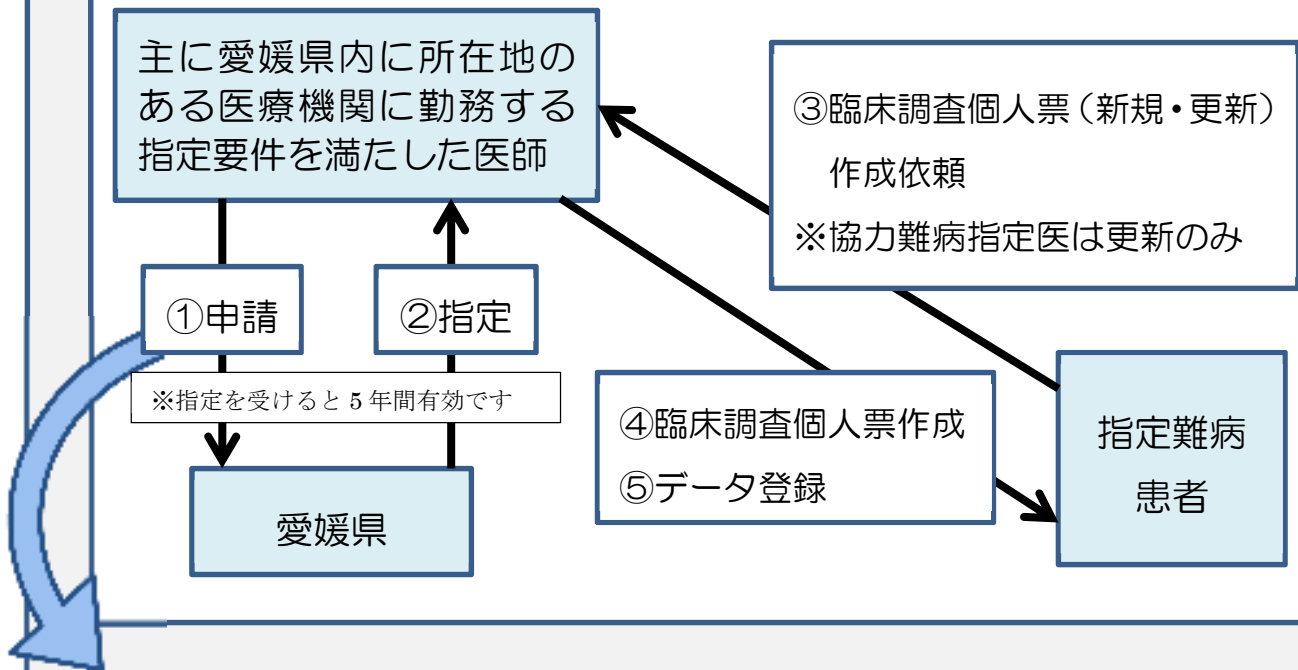
- ①診断又は治療に 5 年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）従事した経験があり、臨床調査個人票（更新）を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ②都道府県が実施する協力難病指定医の研修を修了していること。

●指定申請先・効力・有効期間・公表

- 指定医の指定を受けるためには、主に勤務する医療機関を管轄する都道府県に申請が必要です（1 自治体への申請で構いません）。
- 指定は 5 年毎の更新制です。
- 指定医の氏名及び主に勤務する医療機関の名称・所在地・担当する診療科名等がホームページなどで公表されます。

指定医について ②

【指定医の作成する臨床調査個人票の流れ】



【指定医申請の流れ】

例：主たる勤務先が愛媛県内△病院で、県外（A県）の医療機関でも勤務し、それぞれの医療機関で臨床調査個人票を作成する場合は、主たる勤務地の医療機関所在地の自治体（例示の場合は愛媛県）に指定医の指定申請が必要。

